物流倉庫分野 ｜ 特定技能1号

物流倉庫の特定技能受け入れガイド

倉庫作業の採用を検討する企業へ

2026年11月21日版



この冊子で確認できること

02　対象業務と制度の進み具合

03　受け入れ企業の要件

04　試験と候補者の確認

05　採用から就労までの流れ

06　配属後の支援・報告

07　受け入れ前チェックリスト

対象業務と制度の状況

どの倉庫作業を任せられるか

特定技能1号の物流倉庫分野は、倉庫内で行う入出庫、保管などの各種倉庫作業が対象です。

倉庫内の作業例

入荷時の荷受け・検品、棚入れ・保管、ピッキング・仕分け、梱包・出荷など。求人票には、就業場所と主な作業を具体的に記載します。



運送会社が採用する場合

倉庫作業を担当する人と、事業用トラックを運転する人では、確認する分野と要件が異なります。道路上で配送を担当する場合は自動車運送業分野の要件を確認します。

物流倉庫分野は特定技能1号

現時点で特定技能2号の受け入れはありません。育成就労は別の制度で、運用開始は2027年4月1日です。

2026年11月21日確認｜試験と在留申請は別の段階

評価試験は10月26日に出張方式の申込受付が始まりました。国土交通省の公表ページでは分野別協議会は設置調整中です。在留申請には協議会への事前加入が必要なため、加入受付と申請可能時期の公表を確認してください。

企業側の要件

事業者区分と設備を確認する

最初に、雇用主がどの事業者区分に該当し、どの倉庫で働いてもらうかを整理します。

01　受け入れ可能な事業者

倉庫業法上の倉庫業者、当該倉庫業者が現に営業に使用する倉庫で作業の委託を受ける事業者、一般貨物または特定貨物自動車運送事業者が対象です。倉庫を所有しているだけでは対象になりません。

02　受託事業者は協定書を作成

委託元の倉庫業者と、特定技能外国人の雇用継続に係る責任を負う旨の協定書を共同で作成します。委託内容、就業場所、現場で誰が指揮命令を行うかも整理します。

03　倉庫管理システムと連携機器を確認

入庫・在庫・出庫を管理する情報システムを活用し、これと連携して機能を拡充する機器・システムを継続活用します。後者は生産性と労働安全衛生の向上に資するものが求められます。

04　協議会に加入し、直接雇用

在留申請前に分野別協議会に加入します。雇用は直接・フルタイムとし、派遣による受け入れはできません。同等の業務をする日本人と同等以上の報酬を設定します。

候補者の要件

技能と日本語の証明を確認

現場見学や面接と並行して、採用候補者が提出できる証明書を確認します。

技能｜物流倉庫分野特定技能1号評価試験

保管・荷役、流通加工、安全衛生などの知識を確認する試験です。実施機関は日本海事協会です。会場や試験形式、申込み方法は同会の最新案内を確認します。

日本語｜JFT-Basic または JLPT

原則としてJFT-Basic A2.2相当以上、またはJLPT N4以上です。技能実習2号を良好に修了した人は日本語試験の証明を省略できます。倉庫分野の技能要件は別途確認します。

国内採用・転職の場合

在留カード、現在の資格、必要に応じて指定書を確認します。特定技能の転職で受け入れ先が変わる場合も在留資格変更許可申請が必要です。

面接で確認したいこと

ハンディ端末の指示、破損や数量違いの報告、フォークリフトとの接触防止など、実際の倉庫作業を想定した質問を用意すると、入社時の教育に役立ちます。

採用と申請

今できる準備から始める

協議会受付の開始前に、自社の該当性確認と採用条件の整理を進めます。

01　倉庫と雇用主を特定する

登録・許可を確認し、倉庫の所在地、委託関係、担当工程、システムと連携機器の利用状況を整理します。

02　求人・試験・支援の準備

賃金、勤務シフト、通勤手段を決め、候補者の技能・日本語要件を確認します。生活支援の担当者と委託先を検討します。

03　受付開始後に協議会へ加入

在留申請前に加入を済ませ、証明書等を準備します。支援を全部委託する場合は登録支援機関も申請前の協議会加入が必要です。

04　契約後、申請前の手続きを行う

事前ガイダンスと支援計画を整え、初回受け入れでは、就業先と住居地の市区町村に協力確認書を提出します。同一市区町村なら1通です。

05　在留申請・就労開始

国内は変更許可を確認してから就労開始。海外採用は在留資格認定証明書の交付申請、査証の取得、入国を経て配属します。

配属後の管理

安全教育・支援・報告を続ける

現場責任者と支援担当者で、教育の記録と届出期限を管理します。

入社時｜作業ルールと生活支援

歩行ルート、荷崩れ・転倒防止、異常時の連絡方法を説明します。フォークリフトを操作させる場合は、機器に応じた技能講習や特別教育の要否を確認します。



協議会｜加入から1年以内に報告

倉庫管理システムと連携する機器等の活用状況を、加入日から1年以内に協議会所定の方法で報告します。本人から求めがあれば実務経験の証明書面等を交付・提供します。

入管・職安｜支援と届出

定期面談など支援計画に沿った支援を行い、入管へ年1回の定期届出と必要に応じた随時届出を行います。ハローワークへの外国人雇用状況の届出も管理します。

社内確認用

受け入れ前チェックリスト

できていない項目は、採用担当者と現場責任者で期限を決めます。

- ☐ 雇用主の事業区分と、就業する倉庫を確認した
- ☐ 受託の場合、委託元と雇用継続責任に関する協定を確認した
- ☐ 入庫・在庫・出庫を管理するシステムの利用状況を確認した
- ☐ 連携する機器・システムと協議会への報告担当を整理した
- ☐ 協議会の加入受付状況を確認した
- ☐ 候補者の技能・日本語の証明を確認した
- ☐ 賃金・勤務シフト・支援体制を決めた
- ☐ 協力確認書と在留申請の日程を検討した
- ☐ 配属後の安全教育、支援、届出の担当者を決めた

打ち合わせメモ

就業場所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当業務・車種等 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者・次回確認日 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

公式資料とご相談

受け入れを具体化する

運用要領・申請書類・協議会の最新情報は、公式資料をご確認ください。

- 国土交通省｜物流倉庫分野の受け入れと協議会
- 国土交通省｜物流倉庫分野の運用要領別冊
- 国土交通省｜特定技能1号評価試験の受付開始
- 日本海事協会｜特定技能評価試験ポータル
- 出入国在留管理庁｜雇用における注意点
- 出入国在留管理庁｜地域の共生施策と協力確認書
- 出入国在留管理庁｜支援と登録支援機関

ご相談の際にお知らせいただきたいこと

倉庫の所在地、事業登録・許可の区分、担当予定の作業をお知らせください。受け入れの該当性や、申請開始に向けた準備をご相談いただけます。

ワールド行政書士法人

http://svisa.net